

不利益処分に対する処分基準

(整理番号 : 121403)

平成30年 8 月31日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第13条第1項（自動車運転代行業約款） ② 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第4条（自動車運転代行業約款の記載事項）
2. 不利益処分の概要	約款揭示義務違反に係る指示又は注意
3. 処分基準	<p>届出及び揭示する自動車運転代行業約款は、法（上記1①）第13条第2項に定める</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること・ 少なくとも料金の收受及び自動車運転代行業者の責任に関する事項であつて、規則（上記1②）第4条の項目が明確に定められていること <p>に適合したものでなくてはならない。</p> <p>したがって、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 営業の開始前に、自動車運転代行業約款を定めていない・ 営業所において利用者に見えやすいように揭示していない <p>等の場合は違反行為となり、変更するときも同様である。</p> <p>なお、国土交通大臣が公示している標準自動車運転代行業約款（標準約款）と同一の約款を定め、揭示する場合には、常に最新のものにすること。</p>
4. 処分を行う課（所）	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当係	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ